

青森公立大学学友会サークル代表委員会規程

- 1 学友会サークルとは、本学の学生の自主的な課外活動を継続的に行うために形成する団体であり愛好会A、愛好会B、同好会、クラブの総称である。
- 2 学友会サークルは、その活動の性質によって体育サークル又は文化サークルとして学友会に登録される。
- 3 サークル代表委員会副委員長は、体育サークル、文化サークルから各1名互選されるものとし、体育サークル幹事、文化サークル幹事を兼ねる。
- 4 体育サークル幹事、文化サークル幹事は、必要に応じて体育サークル、文化サークルを別個に招集することができる。
- 5 本学学生が新たなサークルを結成しようとする場合には、サークル代表委員会へ愛好会結成承認申請書を提出し、サークル代表委員会の議を経て、本部会の承認によって愛好会Aとなる。ただし、会員数は、5名以上を必要とする。
- 6 愛好会Bに昇格を希望する場合は、愛好会Aとして半年以上の活動実績があり、サークル代表委員会へ昇格申請書を提出し、本部会において承認されなければならない。会員数は8名以上を必要とする。
- 7 同好会に昇格を希望する場合は、愛好会Bとして半年以上の活動実績がありサークル代表委員会へ昇格申請書を提出し、本部会において承認されなければならない。会員数は10名若しくは公式戦可能人員、いずれが多い方以上を必要とする。
- 8 クラブに昇格を希望する場合は、同好会として1年以上の活動実績がありサークル代表委員会へ昇格申請書を提出し、本部会において承認されなければならない。会員数は15名若しくは公式戦可能人員の2倍、いずれが多い方以上を必要とする。
- 9 サークルは年度の始めに次の書類をサークル代表委員会に提出しなければならない。
サークル新規（継続）申請書は以下の書類からなる。
 - (1) 学生団体結成（更新）願（サークルの活動目的等）
 - (2) サークル規約
 - (3) 会員名簿
 - (4) 前年度の活動実績
 - (5) 年間活動計画書
 - (6) 当該年度の予算書
 - (7) 昇格申請書（希望サークルのみ）
 - (8) 部室及び体育館等の使用申請書（希望サークルのみ）
- 10 サークルは、学友会の会計年度終了時に当該年度の決算報告書をサークル代表委員会に提出しなければならない。
- 11 学内施設の利用の調整は、サークル代表委員会で審議し、本部会で承認する。
- 12 この取り決め及び付随する青森公立大学学友会サークル活動実績評価に関する取り決め、青森公立大学学友会関係補助費に関する取り決めの改正は、サークル代

表委員会で審議し、本部会の承認のもとに行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 8 年 6 月 5 日から施行する。